

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部

パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第278回 企業による競業避止実施の最新ガイドライン

自社の商業秘密と知的財産権の保護を目的とした退職従業員に対する競業避止の実施方法は、中国の日系企業で頻繁に議論される課題の一つである。2025年9月12日、人的資源・社会保障部が公布した『企業による競業避止コンプライアンスガイドライン』（以下「本ガイドライン」という。）には、日系企業が競業避止問題进行处理の際に参考とすべき重要な内容が含まれているため、今回は本ガイドラインの主な内容を解説する。

◇競業避止範囲の制限に関わる事例

『中国労働契約法』第24条第1項には、会社は退職した従業員との協議により競業避止義務を設定できると規定されているが、競業避止の対象は高級管理職や高級技術者及びその他秘密保持義務を負う従業員に限る必要があり、かつ司法機関が事件を審査する際は、この認定基準が比較的厳格に適用されている。以下にその事例を紹介する。

B社で事務職として勤務するA氏は、B社との労働契約の中で、離職後2年間はB社と競業関係にある職に就いてはならず、違反した場合は違約金20万元を支払うと約定していた。その後A氏は、B社を退職した1年後に別会社の事務職に就いた。B社はこれをA氏の競業避止義務違反であるとし、A氏に違約金20万元の支払いを請求した。裁判所はB社の主張に対し、A氏は高級管理職や高級技術者ではなく、業務内容から見てもA氏がB社の商業秘密等の秘密保持事項を知っていたことを証明するのは難しく、また競業避止の約定はA氏の就業権利を損なうものであると認定した。その結果、A氏は競業避止義務の適格者ではなく、競業避止条項は双方に対する拘束力を持たないと判断した。

◇本ガイドラインの主なポイント

1、企業側の商業秘密の保護と労働者側の職業選択権の保障の間でバランスを取ることが本ガイドラインの目的であることを明確にした。

2、競業避止とは、企業が商業秘密を有することを前提に設定するものである。商業秘密は非公開性、価値及び機密性を具備していなければならない、業界内の一般常識、若しくは業界慣行に属するもの、及び公開ルートから入手できる情報は商業秘密に該当しない。

3、企業は必要・合理的原則に従い競業避止を実施し、権限の管理、データ暗号化、秘密保持義務期限の設定等の保護措置を優先的に講じるべきであり、任意に競業避止対象者の範囲を拡大したり、就業する企業や地域等を制限したりしてはならない。

4、対象者ごとに競業避止の実施方法は異なる。

（1）商業秘密を知る高級管理職や高級技術者及びその他秘密保持義務を負う従業員には、競業避止契約を直接締結することができる。

(2) その他秘密保持義務を負う従業員には、事前に理由を告知し、秘密保持を要する商業秘密の具体的な内容を説明することにより、競業避止義務を約定することができる。

5、競業避止は労働者との協議により単独で約定する方式を採用しなければならない。また、労働契約や秘密保持契約又は競業避止契約上で書面により競業避止の具体的事項を約定しなければならない。規則制度で代替してはならない。

6、競業避止契約には具体的に以下が求められる。

(1) 合法性、合理性、自発性、公平性及び信義則の原則に合致すること。

(2) 就業範囲及び地域の制限が合理的であること。

(3) 競業避止期間は最長で2年を超えてはならない。

7、企業は競業避止義務を負う労働者に対し、競業避止期間中、毎月遅滞なく経済補償金を支払わなければならない。支払い期限を1カ月以上過ぎ、労働者からの指摘を経ても支払われない場合、若しくは3カ月を超えて支払われない場合、労働者は競業避止義務を履行しないことができる。

8、企業は労働者と競業避止義務違反の違約金を合理的に約定することができるが、通常は約定した競業避止経済補償金総額の5倍を超えてはならない。

9、競業避止契約の履行過程において、企業は労働者と協議し、一定の補償金を追加で支払うことで、競業避止契約を早期解除できる。

10、企業は労働者に対し、競業避止期間中の就業状況の報告を要求でき、公開情報や同業者の情報交流、業務分析、通報等の合法的な方法を通じ、労働者の競業避止履行状況を把握することができる。

◇日系企業へのアドバイス

本ガイドラインが強制適用となる法的効力を有するかどうかは明確でないものの、本ガイドラインは中国の最高労働行政主管部門によって公布されており、その内容も司法や行政における最新の主流観点を反映していることを考慮すると、実務での適用可能性は高いと言える。そのため、日系企業においても、本ガイドラインの内容に沿って具体的な競業避止義務の設定方法を確定すべきである。

《中国経済》

TikTok、週内大統領令＝オラクル連合が買収一歩高

【ワシントン時事】米ホワイトハウス高官は22日、中国系短編動画投稿アプリ「TikTok（ティックトック）」の米国事業売却を巡り、トランプ米大統領が週内に大統領令に署名すると明らかにした。米IT大手オラクルや米投資ファンドのシルバーレイクなどの企業連合が買い手となると言明した。

評価額は数十億ドル（数千億円）規模となる見通し。情報流出などの安全保障上の理由から、米国では親会社の中国IT大手、字節跳動（バイトダンス）が米事業を売却する必要がある。売却後のバイトダンスの持ち分は2割未満で、米側が8割超を握る。